

川越市外部の労働者等からの公益通報に関する要綱

川越市公益通報者の保護に関する要綱（平成１８年３月３０日市長決裁）の全部を改正する。

（目的）

第１条 この要綱は、公益通報者保護法（平成１６年法律第１２２号。以下「法」という。）に基づき、外部の労働者等からの公益通報を適切に処理することについて必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者における法令等の遵守を推進することを目的とする。

（定義）

第２条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるものを除き、法の例による。

２ この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部の労働者等 法第２条第１項各号に掲げる者（川越市職員等の公益通報に関する要綱（平成１８年３月３０日市長決裁）第２条第２項第２号に規定する職員等を除く。）をいう。
- (2) 公益通報 外部の労働者等が役務提供先又はその役員等について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を市の機関に通報することをいう。
- (3) 公益通報者 公益通報をした者をいう。
- (4) 通報窓口 公益通報の受付等を行う窓口をいう。
- (5) 担当部署 通報対象事実に関する事務を所掌する部署をいう。

（通報窓口の設置、事務等）

第３条 公益通報に応じ、適切に対応するため、通報窓口を置く。

２ 通報窓口は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公益通報の受付に関すること。
- (2) 公益通報の相談に関すること。
- (3) 担当部署との連絡調整に関すること。

３ 通報窓口の事務は、総務部総務課法務室において処理する。

- 4 前2項の規定にかかわらず、通報窓口を経由せず、担当部署に対して直接公益通報があった場合は、当該担当部署において第2項第1号及び第2号に掲げる事務を処理するものとする。

(従事者等の義務)

第4条 公益通報の処理に従事する職員又は従事していた職員（次項において「従事者等」という。）は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 従事者等は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 3 公益通報の処理に従事する職員は、自ら当事者となっている案件に関する公益通報その他の利益相反関係を有する公益通報への対応に関与してはならない。

(公益通報以外の通報の取扱い)

第5条 通報窓口は、事業者における法令等の遵守を推進するため、法に基づく公益通報以外の通報（次項において「その他の通報」という。）を受け付けることができる。

- 2 その他の通報の処理については、別に定める。

(公益通報の受付及び教示)

第6条 公益通報は、通報窓口（担当部署に対して直接公益通報があった場合には、当該担当部署。次項及び次条において同じ。）において受け付けるものとする。

- 2 前項の場合において、通報窓口は、公益通報の対応に必要な次に掲げる事項を公益通報者に確認するものとする。ただし、当該公益通報者の同意が得られない場合その他確認に当たって支障がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名及び連絡先
- (2) 役務提供先の名称等
- (3) 役務提供先との関係
- (4) 通報対象事実の具体的な内容及び関係法令
- (5) 通報対象事実を裏付ける資料、物件等の有無

3 通報窓口は、第1項の規定により公益通報を受け付けたときは、当該公益通報の内容を整理し、担当部署を特定しなければならない。

4 通報窓口は、担当部署と協議した結果、通報対象事実について、市の機関が処分又は勧告等をする権限を有するときは当該担当部署に処理を引き継ぎ、当該権限を有しないと認めるときは遅滞なく公益通報者に権限を有する行政機関を教示しなければならない。

5 第1項の規定により公益通報を受け付けた担当部署は、通報対象事実について市の機関が処分又は勧告等をする権限を有しないと認めるときは、遅滞なく公益通報者に権限を有する行政機関を教示しなければならない。

（公益通報者への説明）

第7条 通報窓口は、公益通報者に対し、当該公益通報者の秘密の保持及び個人情報の保護、公益通報の受付後の手続等に関することを説明しなければならない。ただし、公益通報者が説明を望まない場合、匿名による公益通報であるため公益通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（匿名による公益通報の取扱い）

第8条 通報窓口及び担当部署は、匿名による公益通報についても、可能な限り、実名による公益通報と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

（公益通報の受理）

第9条 担当部署は、第6条第1項の規定により受け付け、又は同条第4項の規定により処理を引き継いだ公益通報が法に基づく公益通報に該当し、及び通報対象事実について当該担当部署が処分又は勧告等をする権限を有するものと認めるときは、当該公益通報を受理するものとする。

2 担当部署は、前項の規定により公益通報を受理したときは、公益通報者にその旨を遅滞なく通知するものとする。

3 担当部署は、第1項に規定する公益通報が法に基づく公益通報に該当しないと認めるときは、公益通報者に対し、当該公益通報を不受理とすること又は情報提供として処理することを遅滞なく通知しなければならない。

4 担当部署は、第1項の規定により公益通報を受理したときは、通報窓口はその旨を報告しなければならない。

(調査の実施)

第10条 担当部署は、必要があると認めるときは、通報対象事実について調査を実施するものとする。

2 担当部署は、調査の実施に当たっては、公益通報に関する秘密を保持するとともに、公益通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。

3 担当部署は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査の状況について適宜公益通報者に通知するとともに、調査の結果を速やかに公益通報者に通知するよう努めるものとする。

(措置)

第11条 担当部署は、前条第1項の規定による調査を実施した結果、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実があると認めるときは、速やかに法令等に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

2 担当部署は、前項に規定する措置をとったときは、当該措置の内容について、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、遅滞なく公益通報者に通知するよう努めるものとする。

(標準処理期間)

第12条 担当部署は、第9条第1項の規定により公益通報を受理した日から6月以内に当該公益通報を処理するよう努めるものとする。

- 2 担当部署は、公益通報の受理から処理が終了するまでに必要と見込まれる期間について、遅滞なく公益通報者に通知するよう努めるものとする。

(準用)

第 1 3 条 第 7 条ただし書の規定は、第 6 条第 4 項及び第 5 項の規定による教示並びに第 9 条第 2 項及び第 3 項、第 1 0 条第 3 項、第 1 1 条第 2 項並びに第 1 2 条第 2 項の規定による通知について準用する。

(記録等の管理)

第 1 4 条 通報窓口及び担当部署は、公益通報及び公益通報の相談に係る記録及び関係資料について、当該公益通報の内容に応じて適切な保存期間を定めるとともに、公益通報者及び公益通報の相談をした者の秘密の保持及び個人情報の保護に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

(他の行政機関等との協力)

第 1 5 条 通報窓口及び担当部署は、公益通報の処理について他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

- 2 公益通報を処理する担当部署が複数あるときは、連携して調査を行い、又は措置を講ずる等相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(処理状況の公表)

第 1 6 条 通報窓口は、公益通報の件数、主な内容等について、毎年度公表しなければならない。

(その他)

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、外部の労働者等からの公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。